

JAB N420「認定証管理規則」2007版の発行について

本協会は、JAB N420「認定証管理規則」（以下、N420）を制定し、平成19年3月30日付けで2007版を発行いたしましたので、ここに公表いたします。制定の背景・理由、制定内容、適用要領等は次のとおりです。

1. 制定の背景・理由

- a) 本協会マネジメントシステム再構築の一環として、これまで認定の手順（外部公開文書及び内部文書）に含めていた認定証の発行、管理等に係る規定について、当該手順から分離し、認定証固有の規則として定め公開することにより、規定内容の改善、明確化、透明性の向上を図る。
- b) JIS Q 17011の関連規定に基づき、本協会が発行する全ての認定証に使用する用語、認定証の記載事項及び様式、認定証の発行、管理等の規定の共通化、一貫性確保を図る。
- c) 本規則の内容は、本協会自身が定める方針、規定に相当すること等から、開発過程にてパブリックコメントを求めずに本規則を制定する。

2. 主な制定内容（括弧内はN420中の対象項番）

- a) 本規則の適用対象機関：本協会が認定を授与する全ての適合性評価機関（1.）
- b) 認定証に使用する主な用語及び定義（4.1）
- c) 適合性評価機関の種類（付表1）に応じた認定証の記載事項及び様式（4.2、附属書）
- d) 認定証の作成及び交付に係る規定（5.）
- e) 認定証の改定に係る規定（6.）
- f) 認定証の保管、使用を含む管理に係る規定（8.）
- g) 認定証の回収に係る規定（8.3）
- h) 認定番号の表記に係る規定（4.1 a）、付表1）

3. 現行の認定証記載事項、認定証の運用管理からの主な変更／改善点 （括弧内はN420中の対象項番）

3.1 認定証記載事項

- a) 「法人住所」、「所在地」の用語及び定義（4.1 e）、f))
- b) 「初回認定日」の用語及び定義（4.1 h))
- c) 認定証の附属書に係り、「版」による識別の導入（4.1 l))

d) 「適合の表明」の文章の改善（4.2.4～4.2.8）

3.2 認定証の運用管理

a) 認定証の発行区分（3.、付表1）

解説：ISO/IEC 17021 の発行に伴う発行区分の変更

b) 認定の一時停止に伴う認定証の使用に係る規定（8.2.2）

解説：認定の一時停止により、対象となる認定範囲に係る認定が有効であると誤解を招く方法で認定証を使用しないことの規定を記載

c) 認定証の回収に係る規定（8.3）

解説：認定証の改定、認定の取消しに伴う、認定証の回収に係る規定を記載（認定の一時停止時は、回収の対象外）

4. N420 適用開始期日及び新たな認定証の適用要領

4.1 N420 適用開始期日

a) N420 付表1に示すマネジメントシステム認証機関、食品安全マネジメントシステム認証機関、要員認証機関については、平成19年5月22日とします。

b) 前 a)に該当しない適合性評価機関については、別途、適用開始期日をご案内します。

4.2 新たな認定証の適用要領

a) マネジメントシステム認証機関

平成19年5月22日以降、本協会に新規認定申請を行う機関に係る認定証の発行は、N420を適用します。

本協会が、平成19年5月21日以前に認定している機関については、ISO/IEC17021への移行を承認した時期にN420に基づく新たな認定証への切り替えを行います。この切り替え、各機関の認定番号変更などの詳細は、別添文書（文書番号：07-認シス第0531号）をご参照ください。

平成19年5月21日以前に認定申請済みの機関は、現行認定証を交付される場合がありますが、その場合でも平成20年9月14日までに上記のN420に基づく新たな認定証へ切り替える必要があります。

b) 食品安全マネジメントシステム認証機関及び要員認証機関

平成19年5月22日以降、全ての認定証は、N420に基づいて発行します。なお、本協会が、平成19年5月21日以前に認定している要員認証機関については、平成20年9月14日までの適切な時期にN420に基づく新たな認定証への切り替えを行います。

c) 前 a)及び b)に該当しない適合性評価機関

別途、新たな認定証の適用、旧認定証からの切り替え等の要領をご案内します。

記

公表文書：

発行文書

JAB N420-2007「認定証管理規則」

添付文書（対象：マネジメントシステム審査登録機関）

既認定の品質及び／又は環境マネジメントシステム審査登録機関から ISO/IEC 17021
マネジメントシステム認証機関に移行する場合の当該機関に対する新認定証の発行要
領、及び新認定証記載事項に係る通知依頼について（文書番号：07-認シス第 0531 号）

以上

お問い合わせ先：

財団法人日本適合性認定協会 総務部 業務グループ

E-mail：gyomu@jab.or.jp